

# 鹿児島県旧知覧村における 住民立小学校の閉校と住民の関わり — 商議員会・義校会に焦点を当てて —

植村秀人

南九州大学 教養・教職センター 教育学研究室

2013年10月11日受付; 2014年1月27日受理

## Resident Involvement and the Closure of a Private Elementary School in the Former Village of Chiran, Kagoshima Prefecture: Focus on the Board of Trustees and Local School Council

Hideto Uemura

*Laboratory of Pedagogy, Minamikyusyu University,  
Miyakonojo, Miyazaki 885-0035, Japan*

Received October 11, 2013; Accepted January 27, 2014

This report discusses the case of the Matsugaura Elementary School District in the former village of Chiran, Kagoshima Prefecture. Between 1900 and 1912 (Meiji 33 to 45), this elementary school district was the site of a private higher elementary school established and operated by district residents. The study reports the usage of school funds after the closure of private elementary school, a possible overview of the organization handling the school fund, the management structure of this organization, and whether there was any involvement between the management of the school fund and the education union (*kyōiku kumiai*). From these facts, it seeks to clarify the functions that the elementary school district filled for community residents.

In the Matsugaura Elementary School District, the school fund was managed by a board of trustees (*shōgiinkai*) and a local school council (*gikōkai*) comprising district residents. These organizations carried out business and managed the school fund on the basis of discussions among district residents. In addition, this business included the provision of scholarships for district residents; this should be understood as being distinct from the role of the education union, which was also active in the school district at the time.

From these facts, the study reveals that elementary school districts not only are administrative districts stipulating the schools that should be attended by local children but have also functioned since the Meiji period as community organizations run by local residents.

**Key words:** elementary school, community, elementary school, trustees (*shōgiinkai*), school council (*gikōkai*).

### 1. はじめに

本報告は、鹿児島県旧知覧村松ヶ浦小学校区に明治時代に設立された私立高等小学校について、閉校後に編成された商議員会・義校会の役割・機能について明らかにするものである。この組織は、廃校後の私立高等小学校の財産を管理するため成立した組織であ

る。この商議員会・義校会について明らかにすることによって、校区民の小学校や教育の評価・価値付けや小学校が地域社会の拠点となっていたことを明らかにしていくものである。

そのために、本研究では、商議員会・義校会について次の事項に着目して研究を行うものである。着目する事項は、両組織の成立事情・組織体制・事業と機能・他組織との役割分担についてである。私立小学校閉校

と商議員会の関係、商議員会から義校会への組織変更についての転換を明らかにする。商議員会・義校会の組織体系と両組織の運営に関して校区民がどのように関与していたのかについての検討を行う。また、両組織の事業と校区内における機能の検証を行い、校区内に存在した他の教育組織との関与についても明らかにしていくのである。

校区民が、私立高等小学校閉校後に学校資金をどのように管理したのか、公立小学校へどのように関与したのか、私立学校資金を校区や小学校に還元したのかについて明らかにする。そのことによって、小学校や教育がどのように校区民に位置づけられていったのかについて明らかにする。

これら課題について当時の商議員会規約・義校会規約・郷土史などの資料を基にして当時の小学校と校区民の関係や各組織の活動について検討をしていくものである。

## 2. 私立松ヶ浦高等小学校

### (1) 対象地域の概要

対象事例とするのは、鹿児島県旧知覧村に存在した私立松ヶ浦高等小学校とその学区である。この小学校区では、明治30年代に小学校高等科設置問題が発生した。小学校高等科設置を求めた校区民は、校区民が出資し私立高等小学校を設置した。筆者は、この事例から、明治期の小学校は子どもの教育機関だけでなく、校区民が新しい社会の中で新しく共同組織を構築していくという側面があったことを明らかにしてきた。校区住民が、小学校を拠点として自治的な活動を行っていることを明らかにしたのである。

旧知覧村は、鹿児島県薩摩半島の南部に位置した自治体で、南北に長く、北部・中部は畑作地帯、南部は海岸地帯となっている。旧知覧村は、江戸時代は6村に分かれていたが、明治に2村で分村があり8村となった。この8村が、明治22年(1889年)に合併し誕生した村である。旧知覧村は、昭和7年(1932年)に町制へ移行し、平成19年(2007年)に合併により隣接2町と合併し新市となった。松ヶ浦小学校区は、旧知覧村の南部に位置する小学校区である。この校区は、海岸に面し江戸時代から昭和初期にかけては海運業が主要産業となっていた。また、明治時代には、高等小学校設置問題が生じ、明治35年(1902年)に校区民の募金を基本基金として私立高等小学校を設置し高等科設置の要望を実現した。

### (2) 松ヶ浦高等小学校と設置運動

鹿児島県旧知覧村松ヶ浦小学校区は、明治33年(1900年)から明治35年(1902年)にかけて高等科設置問題が生じた<sup>1)</sup>。松ヶ浦尋常小学校と隣接する松山尋常小学校には、補習科が設置されていた。旧知覧村は、これを廃止統合し小学校高等科を設置することになった。両校区の代表者による話し合いが行われ、松ヶ浦尋常小学校に高等科を設置することになった。また、村会もこの計画を了承していたが正式決定が先

送りされた。この間に松山小学校区民が、松山尋常小学校への設置運動を行い村会も運動を踏まえ決定を変更した。松ヶ浦小学校区民は、村・村会への当初計画に基づいて高等科設置を要望することや松山尋常小学校との併置案といった妥協案等を提示したが村会の決定は変更されなかった。

このため、松ヶ浦小学校区民は、自らの力で資金を集め私立形式による高等小学校設置を目指したのであった。校区民は、区民大会を開催し私立学校設立を決定した。その後は、資金集め、校地決定、校舎建設などを行い、同時に私立学校設置申請を行っている。設置申請後には、県が仲介案や説得を行ったが村会で認められなかった。このため、県は、明治35年(1902年)に私立高等小学校を認可している。

この私立高等小学校は、2年制であったが就業年数の延長が行われ明治37年(1904年)には4年制となり隣接の松山尋常高等小学校と同等の教育体制となった。

これまでの研究は、この高等小学校設置運動を対象としてきた<sup>2)</sup>。高等小学校設置事例から、校区民が、小学校や子どもの教育課題を地域の課題として位置づけ協力し校区民の結束が生じることを明らかにした。このことが、現在における小学校の地域社会の拠点性や地域住民の学校へのさまざまな要望や参加に繋がるものと指摘した。

松ヶ浦小学校区における高等小学校設置運動は、教育制度が整備されていく中で、公立小学校への高等科設置を果たせなかった校区民が自らの力で資金を確保し私立小学校高等科を設置し校区民の子弟の教育機会を確保した事例である。校区民の出資によって行政と対立しながらも私立高等小学校を設置したという特徴的な地域である。このような小学校区において閉校後の私立高等小学校の基金を地域住民がどのようにとらえていたのかということの研究することは、この地域における教育の位置づけ・評価を見ることに繋がる事になると考えられる。

## 3. 商議員会の成立

### (1) 松ヶ浦高等小学校のその後

私立松ヶ浦高等小学校は、尋常小学校修了生への教育機関としての機能を果たしていた。しかし、小学校令改正による就業年数6年への移行や松ヶ浦尋常小学校への高等科設置が行われ、村立校による教育環境整備が進んだのである。このため、私立高等小学校は、高等科修了後の生徒への補習的な教育を行うことを検討していたが結局閉校となっている。

校区民は、学校開設時の重要事項の決定にたいして自治的な参加を行っている。この校区民の関与は、私立学校を校区民の意思にて運営するという体制が出来上がっている事を示しており、閉校に関する決定も同様に校区民の会議にて決定しているのである。

私立小学校閉校後の基金管理がどうなったのかという課題が生じるのである。高等小学校は、地域住民の募金を基に設置した学校であり、地域住民の共有財産である。財産は、住民に出資に応じて還付されない限

りは、校区の共有財産として管理される事になる。このことについて、3つの視点から検討してみたい。

まず、閉校となった私立高等小学校の基本財産について、どのような組織に管理を委ねたのかということである。

次に、基金の管理する中での意思決定に校区民がどのように管理していたのかということである。私立学校運営当時と同じように校区民が関与していたのか、それとも全く異なる体制になったのかということが重要となる。

最後に、当時の校区内の他組織との役割の違いがどのようなものであったのかということである。どのような事業を行っていたのかということである。

## (2) 商議員会の概要

私立松ヶ浦高等小学校は、地域住民の出資・労力提供により設置された高等小学校である<sup>3)</sup>。私立小学校は、校区の共有財産ということになる。当初の目的を果たして閉校になったのであるが、閉校にともなって校区住民は、基金や学校施設売却益<sup>4)</sup>を管理する必要性が生じた。このため、松ヶ浦小学校区では、閉校直後は商議員会と呼ばれる組織を編成し基金の運用に当たっていた。この商議員会は、校区民による民主的な運営により運用された組織であった<sup>5)</sup>。

商議員会が、創設した年は資料が確認できず確定できない。しかし、商議員会は、商議員会規約や私立高等小学校の運営形態を検討すると、私立学校の基本金を管理する組織とし設けられた組織である。これは、商議員会規則が基金管理を目的としており<sup>6)</sup>、商議員会の会議形態も私立高等小学校のそれとは異なっていたことからである<sup>7)</sup>。

商議員会は、13条からなる規則を有していた(表1)。会則第2条で、会の目的として閉校となった私立学校の基本財産の管理を行うことをあげている。

商議員会は、私立学校基金を保全し、私立学校資金に加え資金の積み立てを行い、財政基盤の拡充を図る事が目的となっていた。

商議員会は、3つの会議から構成されている。まず挙げられるのが、商議員通常総会・緊急総会とよばれる2つの会議で、選出された役員による会議である<sup>8)</sup>。通常商議員会は、予算収支報告、前年度の事業報告・次年度の事業計画について審議することになっていた<sup>9)</sup>。残りの1つは、代表者会である。松ヶ浦小学校区の30戸から1名選ばれた代表者達による会議である<sup>10)</sup>。

会組織は、役員として、会長1名・監督員4名・会計1名・商議員14名・世話役4名を校区内から選出するとしている。この選出は、商議員が各集落から2名の計14名選ばれる。その商議員からなる商議員会で、会長・監督員・会計・世話役を校区内から選出することになっていた<sup>11)</sup>。役員の任期は、2年となっており、再選を妨げる規定はないが、任期途中の役員辞職については簡単には認められていない<sup>12)</sup>。また、役員への報酬は、会計以外は名誉職となっており報酬はないが、商議員会や代表者会への出席には日当が出る事になっていた<sup>13)</sup>。

商議員会は、組織としては未発達の側面があった。

会の目的としては、私立学校基金の管理が上げられるが、活用については具体的な項目が存在していない。また、他の事業の記載もなく、会則としても、会の構成員身分要件がないなど不十分な部分もある。このことを踏まえると商議員会は、会の基金を保存することのみが目的となった組織とみることができる。

表1. 商議員会規則

第一條	本會ハ商議員會ト稱ス
第二條	本會ハ元松ヶ浦私立高等小學校基本金管理且ツ事務取扱事項ヲ商議スルヲ以テ目的トス
第三條	本會ノ事務所ハ會計ノ宅ニ設置ス
第四條	本會ヲ分テ商議員會及代表者會ノ二種トシ商議員通常會ヲ毎年四月ニ又ハ臨時ニ臨時會ヲ且ツ代表者會ハ臨時緊急重要問題ニ臨ミ開會ス 但代表者會員ハ毎年三十戸一名宛トス
第五條	本會員互撰ヲ以テ會長一名監督員四名會計一名商議員十四名世話役四名ヲ撰定ス 且左ノ方ニヨリ撰挙ス 一. 會長監督世話役會計等ハ商議員會ニ於テ区内ヨリ撰定ス 一. 商議員ハ各部落ヨリ二名宛選出ス
第六條	役員ノ任期ハ各満貳年トシ更ニ再撰スルコトヲ得ルモノトス 但相当ノ理由ナクシテ辞スルコトヲ得ス
第七條	通常商議委員會ニ於テハ來年度ノ収支豫算會又ハ前年度ノ會務報告及決算報告會等ヲ開會ス
第八條	役員給ハ左ノ通り定ム 但時世ニ從ヒ増減スルヲ得 一. 會長監督世話役ハ名譽職トス 一. 會員ハ日當金貳拾錢トス 一. 會計ハ年給金貳拾五圓トス
第九條	會長ハ本會ヲ総理シ會議ノ議長トナル 監督員ハ最金錢出納ノ監督並ニ本會一切ヲ監督ス 商議員ハ本會諸般ノ事項ヲ審議ス 世話役ハ本會ノ重大ナル問題ニ臨ミ商議員會ノ意見ヲ問ヒ又ハ自意見ヲ建議ス 會計ハ議決上ノ金錢出納財産ノ管理本會一切ノ事務ヲ處理ス
第十條	本會規則外ノ事項即チ臨時必要事項本會ニ於テ決議シタル時ハ之ヲ貫施スベシ
第十一條	本則ハ代表者會ニ於テ過半数以上多數ノ決議ニ非ラザレバ之ヲ變更又ハ加除スルヲ得ス
第十二條	本會員ニシテ本會建議セント欲スル時ハ何時ニテモ同意者三名以上ノ書面連署ヲ以テ商議員會ノ開會ヲ要求スルコトヲ得 但本會全体ニ関スル會議費ハ本會ニ於テ支拂フベキモ若シ一個人又ハ連名ニ関スル會費ハ其モノノ負擔トス
第十三條	本會諸帳簿ヲ閱覽セント欲スルモノハ會計ノ許可ヲ得ザレバ勝手ニ之ヲ見閱スルコト能ハス

松ヶ浦小学校区義校会、「松ヶ浦小学校区義校会・ふるさとの歩み―鹿児島県知覧町松ヶ浦校区資料集―」, 2004, 四九～五三ページ。なお紙面の都合上筆者にて縦書きから横書きへ修正しており、「左ノ通トス」などの「左」は「下」のことを指す。



## 4. 義校会への改組・事業

### (1) 義校会の概要

義校会は、商議員会を改組・改称して設けられた組織である。大正9年に新規に規則を定め、その後大正12年（1923年）に義校会と改称している<sup>14)</sup>。商議員会との大きな違いは、会の改組・改称前は、基金を管理する組織としての体制は確立していたが運用する組織としては弱いという側面があった。組織体制については、新組織への改組・改称によって、規約や名称の変更だけではなく、組織としての体制や機能が向上し、運用する組織としての役割を果たす状況となっている。

義校会は、商議員会同様に、会長1名・副会長1名・監督員4名・会計1名・商議員14名・相談役4名を会員から互選するものとしている<sup>15)</sup>。商議員が、会員から役員を選出する事になっていた。選出区分は、会長・副会長監督員・会計・相談役は会員から商議員による会合において校区内から選出する事になっている<sup>16)</sup>。その役員会を構成する商議員は、区内の7集落から各2名選出することになっている<sup>17)</sup>。また、役員の内任期は、2年となっており、再選を妨げる規定はないが、任期途中の役員辞職については簡単には認められない

規定となっている<sup>18)</sup>。義校会の運営は、通常会・臨時会・代表者会によって行われている<sup>19)</sup>。通常商議員会は、予算収支報告、前年度の事業報告・次年度の事業計画について審議することになっている<sup>20)</sup>。役員への報酬は、会計以外は名誉職となっていたが、会への出席には日当が出るようになっている<sup>21)</sup>。これら規定は、商議員会の時代と大幅な変更はない。

新組織への改組・再編の前後の商議員会と義校会の規則を比較すると、会の役目や会規約の充実・深化が見受けられる。まず、会員の資格である。商議員会・義校会は、私立学校の基金を管理保全するのが目的であるので、当然私立学校への権利を有する者が構成員となると想定される。これは、私立学校建設当時に寄付金などを支出した校区民である。しかし、商議員会時代には、明確な規定はなかった<sup>22)</sup>。義校会会則では、第3条にて会員資格が明確に規定されている。会員資格は、校区民であること、3年以内の納税を行っていること、公民権を持っていること、また一時的な居住者でないことを定めている<sup>23)</sup>。校区民だけでなく、納税・公民権・一定の居住といった条件が加えられている。これは、地域財産を所有管理する組織として、どの人物までが権利を有するか確定するものであり体制が構築されたことを意味している。

表2. 義校会会則（草稿）

第一條	本會ヲ商議員會ト稱ス	第十條	各役員及ヒ代表者等ハ左ノ責任ヲ有スルモノトス
第二條	本會ノ組織ハ元認可私立松ヶ浦高等小学校ニ関スル諸般ノ事務特ニ基本金管理及ビ収入支出方法等ノ條項ヲ議定シ本會益々發展シテ永久ニ存続スベキヲ圖ルヲ以テ目的トス	一.	會長ハ本會ヲ總理シ會議ノ議長ニ任シ副會長ハ常ニ會長ヲ補佐シ又タ會長事故アル時ハ其代理ヲ司ルモノトス
第三條	本會員ノ資格ハ松ヶ浦小学学区民ニシテ尚ホ当区内ニ移轉シ来リテ諸税ヲ滿三ヶ年以上相納メテ公民権ヲ有スルモノトス 但一時ノ寄留者ハ此ノ資格ナキモノナリ	一.	監督員ハ最モ金錢ノ出納ヲ監督シテ所長簿記帳上檢閲調査スルモノトス
第四條	本會ノ事務所ハ會計ノ居宅宅ニ置モノトス	一.	相談約ハ本會ノ重要問題ノ諮問ニ應ジ又ハ自ら意見ヲ提出スベキ責任ヲ有スルモノトス
第五條	本會議ヲ分テ通常商議員會及ニ代表者會臨時ノ三種トス	一.	會計ハ議決上ノ金錢出納ヲ司リ本會財産ノ保管一切ヲ擔任スルモノトスノ
第六條	本會員互撰ヲ以テ會長副會長各壹名監督員四名会計壹名商議員十四名相談役四名ヲ撰定スルコト 但選挙方法左ノ通トス	一.	商議員ハ本會諸般ノ事項ヲ審議ス
第七條	役員ノ任期ハ各滿式年トシ更ニ再撰スルコトヲ得ルモノトス 但相当ノ理由ナクシテ辞スルコトヲ得ス	一.	代表者ハ本會々規則外亦ハ役員會ニ於テ決議ノ権利ナキ重要問題ノ會議ニ臨ミ本會員總會ノ代表者タル權利ノ責任ヲ有スルモノトス
第八條	通常商議委員會ハ毎年度四月ニ開會シテ前年度ノ經常費總収入支出及ビ諸般ノ報告ヲナシ亦タ当年度ノ經常費總収入支出豫算ヲ議決シ代表者會ハ臨時重要問題生ゼシ時臨時會ハ臨時必要ノ場合ニ開會スルモノトス	第十一條	本會々則ノ變更訂正加除及ヒ代表者會ニ於テ決議條項等ノ改正ニ於テハ勿論事代表者會ヲ以テ議決スベキモノトス
第九條	役員給ハ左ノ通り定ム	第十二條	三種ノ會議共ニ該議員過半数以上ニアラザレバ開議スルコトヲ得ザルモノトス
一.	正副會長監督相談役ハ各名誉職トシ無給トス	第十三條	本會員ハ本會ニ對シ建議提出亦ハ出願セント欲スルモノハ同意者三名以上ノ連名ニテ何時ニテモ何種ノ會議ヲ問ハス會長宛ニテ開會ヲ要請スルコトヲ得ルモノナリ 但本會ニ関スル問題ナル時ハ該會議費ハ本會ニ於テ負擔スベキモノナルモ若シ會議要求者ニ関スル會費ハ其ノ要求者ノ負擔トスルモノナリ
一.	會員ハ日當金式拾錢トス	第十四條	本會ノ要言及ビ金錢出納簿ヲ閱覽セント欲スルモノハ會長並ビニ會計ノ承諾ヲ得會長計長等立會ノ上閱覽スベモノト
一.	會計ハ年給金式拾五円トス 但時世ノ變動ニ伴ヒ會議ヲ以テ増減スルコトヲ得		

松ヶ浦小学校区義校会、「松ヶ浦小学校区義校会・ふるさとの歩み―鹿児島県知覧町松ヶ浦校区資料集―」, 2004, 五四～五八ページ, 「大正9年規定元認可私立松ヶ浦高等小学校義校会規則草稿」より, なお紙面の都合上筆者にて縦書きから横書きへ修正しており, 「左ノ通トス」などの「左」は「下」のことを指す。また, 草稿なので「商議員会規則」となっている。規則の改組と共に組織名も改称したと思われる。

また、目的として基金の活用は、商議員会時代から有ったものであるが、義校会ではこの維持と充実を組織の目的・役割として鮮明にしている。実際に基金の管理は重点化されており、大正14年には基金残高は当時の額で1万円を超えている。このため、大正14年4月に1万円を超えることを祝う祝賀会を行っている<sup>24)</sup>。基金の増額方法は、私立小学校閉校後に、基金を基にして、事業より利殖し財産を増やしている<sup>25)</sup>。

しかし、義校会は、商議員会のように基金を保持することに特化しているわけではない。教育振興のための事業を検討しており、実際に奨学金などを支出していたのである。

## (2) 義校会の奨学金事業

義校会は、その事業として校区民子弟に対する奨学金事業を行っていた<sup>26)</sup>。義校会の奨学金事業は、大正に発行された知覧村郷土史にも掲載されており、重要な事業となっていた。この奨学金事業の概要について、「義校會學生後援部催促」からその姿を明らかにしてみる<sup>27)</sup>。この奨学金事業は、校区民子弟で中等教育学校以上への進学者への奨学金であった<sup>28)</sup>。

この規定では、義校会内に学生後援部を設け奨学金の給付事業を行った。学生後援部は、部長・副部長・会計各1名、及び常議員14名を各集落から2名選出することを定めている<sup>29)</sup>。役員は、義校会役員会にて選出された候補から後援部役員会にて部長・副部長・会計を定めることになっていた。役員は、任期2年間で再任は妨げられないものとなっている<sup>30)</sup>。

奨学金事業は、旧制中学校・旧制高等学校・帝国大学への進学者を対象とした制度となっている。奨学金について、事務手続<sup>31)</sup>きや奨学金の給付額<sup>32)</sup>などを定めている。また、海外留学も考慮しており、備考において年間の貸付額を決定している<sup>33)</sup>。また、中学校以上の卒業生に対しては、給付の有無に関係なく卒業祝い金を支払うことになっている。

この計画には、2点の特徴がある。1点目は、義校会の資金を使用することである。つまり、私立小学校の設置に向けた地域住民の寄付金を学校教育で活用しようとしたことである。2点目は、この奨学金事業の対象は、小学校尋常科・高等科の児童を対象としたものでないということである。対象は、旧制中学校、旧制高等学校、旧帝国大学などの進学者を想定したものであったということである。つまり、小学校区内の勉学優秀な子どもの学習機会を保障し彼らの将来の可能性を拡充することを想定している事である。

## (3) 義校会のその後

義校会は、明治・大正以降も存続していた。基金は、校区住民への貸し付けを行い、その利子で資金を確保していた<sup>34)</sup>。しかし、同じ校区民への貸し付けは、諸般の問題があったやめていた<sup>35)</sup>。戦後については、教育だけでなく、一般的な事業にもその資金が活用され校区内の公共施設建設時には、その資金で土地の確保をおこなっている<sup>36)</sup>。そして、平成7年には、小学校区に設けられていた住民組織との会計と一本化されている<sup>37)</sup>。この際に組織名も変更し、また義校会

の財産もそれ以前から多用途に用いられている<sup>38)</sup>。

## 5. 教育組合と機能の違い

### (1) 知覧村の教育組合

旧知覧村には、教育組合と呼ばれる組織が各小学校区に設置されていた。知覧町郷土史<sup>39)</sup>によると、明治30年代初頭の旧知覧村の小学校就学率・出席率は低く、教育に対する児童・保護者の無理解も含め問題となっていた。このような中で、明治32年12月に当時の知覧小学校校長馬場惟光の提唱により創設された。知覧小学校区に知覧小学校区教育組が設置されたのが始まりである。教育組合は、知覧小学校区教育組合設置から短期間で村内の6小学校に設置され、翌明治33年4月には、7小学校区教育組合からなる知覧村教育組合が設置されている<sup>40)</sup>。これら7教育組合の活動は、就学率を向上させる事になった。

教育組合の役割は、低い就学率を解消するために校区住民を組合員とし、小学校への就学運動や教育意識向上の事業を目的としていた<sup>41)</sup>。なお、先行組織である知覧小学校区教育組合では、校区民は教育組規約に戸主が署名捺印することで加入する形態が取られている<sup>42)</sup>。特に、教育組合の主たる任務の就学促進活動は、保護者に児童を就学させるため、児童を就学させない保護者や就学状況の悪い児童の保護者には違約金を課すことによって改善を促すものであった<sup>43)</sup>。このため各戸主の署名が求められていたと想定される。また、知覧小学校の校長が提唱だったということ、先行して知覧小学校区教育組合が出来たことから、他の6小学校区教育組合会則は、知覧小学校区教育組合会則と内容はほぼ共通している<sup>44)</sup>。

### (2) 松ヶ浦小学校区教育組合

松ヶ浦小学校区教育組合は、明治33年1月に設けられている。会規約は、先行設置された知覧小学校区教育組合に習ったものであるが、松ヶ浦小学校区教育組合独自の項目もあり、29条から構成されている<sup>45)</sup>(表3参照)。

教育組合は、松ヶ浦尋常小学校区内の居住者によって構成されている<sup>46)</sup>。また知覧小学校区教育組合と同じく、規約最後部に戸主による署名捺印がされている<sup>47)</sup>。奨学事業は、知覧小学校区教育組同様就学していない若しくは就学状況が悪い家庭には罰金を課すことによって就学を促す方式をとっている<sup>48)</sup>。松ヶ浦小学校区教育組合の主な目的は、規約第2条において、小学校への就学向上、校区内の教育活動の活性化、小学校区内の風紀改善といった活動を定めていた<sup>49)</sup>。松ヶ浦教育組合は、校区内の教育発展との関連からか風紀改善活動も含まれていた。明治33年は、高等小学校問題の発生した年であるが、松ヶ浦高等小学校顛末記や教育組合の規約からは、教育組合はあくまでも公立小学校への就学を推進するものであり、私立高等小学校とは異なるものであった<sup>50)</sup>。また、私立小学校当時の就学状況は低い状況であったが、問題視されていない<sup>51)</sup>。

教育組合は、小学校区毎に設けられていたが、松ヶ



表3. 松ヶ浦小学校教育組合理約

第一条	本組合ハ松ヶ浦尋常小学校区内居住人民ヲ以テ組織シ松ヶ浦小学区教育組合ト称ス	一. 小組合ハ會教育当事者ノ要求若クハ小組合内評議委員二名以上ノ請アルトキ又ハ組長ニ於テ必要ト認メルトキハ臨時會ヲ開ク
第二条	本組合ハ学齡兒童ノ就学及小学校生徒出席ノ督勵ト教育当事者ノ諮問ニ應シ教育ノ普及發達トヲ図リ兼テ風紀ノ改善ヲ以テ目的トス	第十四条 前条各會議ニ於テ挙行スベキ事項ヲ左ノ如ク定ム 組合總會及小組合總會
第三条	本組合ヲ分ケテ左ノ七小組合トス 仁田尾組 中渡瀬組 門之浦組 松ヶ浦組 竹迫組 東塩屋組 西塩屋組	一. 教育ニ関スル演説談話等 役員會及小組合會
第四条	本組合ニ左ノ役員ヲ置ク 一. 総長一名 副総長一名 評議員二八名 但外ニ松ヶ浦尋常小学校職員ヲ評議員ニ加ル	一. 学齡兒童就学勸誘ニ関スル件 一. 学齡兒童就学ノ猶豫免除等ノ調査ニ関スル件 一. 小学校生徒ノ出席獎勵ニ関スル件 一. 区内一般ノ風紀及小学校生徒ノ家庭ニ於ケル風儀改善ニ関スル件
第五条	本組合ノ役員ハ名譽職トシ総長副総長ハ役員會ニ於テ役員中ヨリ選挙シ評議員ハ左ノ定員ニ基キ各小組合ニ於テ其ノ組合員中ヨリ選挙ス仁田尾組・竹迫組三人ヅ、中渡瀬組・松ヶ浦組・東塩屋組四人ヅ、門之浦組五人西塩屋組六人 但本組合員ハ役員選挙セラレタル時ハ相当ノ理由ナリシニノ辞ズルコトヲ得ズ	第十五条 役員會及組合總會ノ招集解散ハ総長之ヲ行フ小組合會及び小組合總會ノ招集解散ハ組合之ヲ行フ 第十六条 教育当事者ハ第十四条ノ各會ニ臨ミ意見ヲ述ブルコトヲ得 第十七条 役員ハ故ナク役員會及小組合會ニ缺席スル件ヲ得ズ若シ止ムヲ得ズ缺席スルトキハ相当ノ代人ヲ出スモノトス
第六条	各小組合ニ組長一名副組長一名ヲ置ク 但各小組合評議員ノ互選トス	第十八条 故ナリ役員會及小組合會ニ出席シタルモノハ左ノ各項ニ準ジ過怠金ヲ徴収ス 一. 遅刻者一時間毎ニ金五錢 一. 缺席者一日毎ニ金參拾錢半日毎ニ式拾錢
第七条	総長ハ本組合ノ事務ヲ総理シ副総長總長ヲ補助シ若シクハ之ガ代理ヲス組長ハ総長ノ指揮ヲ受ケテ其ノ小組合内ニ於テハ事務ヲ処理シ副組長ハ組長ヲ補助シ若シクハ之ガ代理ヲナス評議員ハ組合内ニ於ケル諸般ノ事項ヲ評議シ兼テ各其ノ小組合内ニ於ケル事項ヲ議定スルモノトス	第十九条 過怠金ハ其會合後一週間以内ニ役員會ニ係シモノハ総長ニ於テ之ヲ徴収シ小組合會ニ係ルモノハ組長之ヲ徴収ス 第二十条 役員會及小組合會ハ各半数以上ノ出席者アルニアラザレバ實施案ヲ決スル權ヲ有セズ 第二十一条 役員會及小組合會ノ議決ハ過半数ニ依ハ可相半バサルトキハ役員會ニ於テ総長小組合會ニ於テハ組長之ヲ決ス 第二十二条 役員會及小組合會ニ於テノ議決シタル事項ハ組長ヨリ組合員ニ布告シ組長副組長及評議員ハ之ガ實施ノ責ニ任ズルモノトス 第二十三条 役員會ニ於テ議決シタル事項ハ其都度総長ヨリ之ヲ村長ニ報告スルモノトス 小組合會ニ於テ議決シタル事項ハ其都度組長ヨリ総長ヲ經テ村長ニ報告スルモノトス
第八条	役員及組長副組長ノ任期ハ二カ年トシ欠員ヲ生ジタルコトハ其都度之ヲ改選ス	第二十四条 組合ノ役員ハ教育当事者ノ機關トナリ組合内ニ属スル教育ノ普及發達ヲ図リ兼テ区内一般ノ風紀及家庭教育ノ改善ニ留意スルモノトス 第二十五条 組合員ハ及小組合會ノ議決ニ服従スル義務アルモノトス 第二十六条 過怠金トシテ徴収シムル金員総長之ヲ保管シ役員會ノ決議ニ依リ教育獎勵費ニ充ツルモノトス小組合ニ係ル過怠金ハ小組合長之ヲ保管シ小組合ノ決議ニ依リテ之ヲ使用スルモノトス 第二十七条 各組合ニ於テ本規約ノ目的ヲ達センガ為小組合ノ決議ニ依リ其小組合ノ細則ヲ設クルコトヲ得 第二十八条 本規約ハ役員會ノ決儀ヲ經ザルニアレザレバ變更スルコトヲ得ズ 第二十九条 本規約ハ明治三十三年一月一日ヨリ之ヲ實施ス右規約貫行ノ證トシテ左ノ記名捺印スル者也
第九条	小学校の生徒ノ保護者若シクハ代人ニシテ謂ワレナリ出席セシメザリシモノ及教育ノ事ニ関シ故ナク当事者ノ召喚ニ應ジザリシモノ及役員會及小組合會議決ニ服従セザリシモノハ左ノ各項ニ照シ過怠金ヲ徴収スルモノトス 一. 義務教育ヲ終ワラザル学齡兒童ヲシテ入学ノ通知ヲ受ケ入学期日ヲ一週間以内ニ出席セシメザリシモノハ全テ貳拾錢 一. 一ヶ月中無届欠席五日及ビシ者ハ金五錢也 (但シ無届欠席五日以上ハ一日毎ニ金壹錢ヲ増ス) 一. 役員會ノ議決ニ服従セザリシモノノ金壹円当事者ノ召還ニ應ゼザリシモノ一回毎ニ金拾五錢	
第十条	前各項(役員會及小組合會ノ議決ニ服従セザリシモノ及村長ノ召還ニ應ゼザリシモノヲ除ク)ノ調査ハ学校ニ委託スルモノトス	
第十一条	第九条各項ノ過怠金ハ組長ニ於テ翌月十日迄ニ徴収シ十五日迄ニ総長ニ納付スルモノトス	
第十二条	第九条ノ過怠金ヲ怠納スルモノアルトキハ其小組合ニ於テ之ガ義務ヲ負擔スルモノトス	
第十三条	本規約ノ目的ニ達スル為左ノ會議ヲ開ク 一. 組合總會ヲ毎年三月ニ開ク必要ニ應ジ臨時ニ開ク組合總會アルベシト 一. 小組合總會ハ必要ニ應ジ臨時ニ之ヲ開ク 一. 役員定期會ヲ毎年一月ニ開ク教育当事者ノ要求若シクハ正副組長二名以上ノ請求アルトキハ又ハ総長ニ於テ必要ト認メルトキハ臨時會ヲ開ク	

松ヶ浦小学校区義校会, 「松ヶ浦小学校区義校会・ふるさとの歩み―鹿児島県旧知覧町松ヶ浦校区資料集―」, 2004, 一〇三～一一二ページ。なお紙面の都合上筆者にて縦書きから横書きへ修正しており, 「左ノ通トス」などの「左」は「下」のことを指す。

浦小学区教育組合の特色は集落毎の小組合である。小組合は、知覧小学校区教育組合もあったが、松ヶ浦小学区教育組合では集落毎に小組合を設置し集落毎の役員による会議を設けている<sup>52)</sup>。この背景には、集落内で罰金を科せられた家庭が罰金を納付しなかった場合は集落が負担するという規定が関係している<sup>53)</sup>。また、小組合には、小組合内で細則の編成の違約金の使途を小組合で決定する権限が与えられていた<sup>54)</sup>。集落毎で運営することでより確実に罰金や就学率向上活動を各集落が取り組むように成る効果が期待できる。

小組合の制度化は、松ヶ浦小学区教育組合を二重構造にすることになった。知覧小学区教育組合は、集落からなる小組合は、役員の定数を配分しているのみであり、選挙区としての役割しかなかったと思われる<sup>55)</sup>。しかし、松ヶ浦小学区教育組合では集落毎の小組合に会議を設け奨学事業を行っている<sup>56)</sup>。一方で、教育組合の総会の任務事業は、教育講演などを主目的としている<sup>57)</sup>。教育組合は、実務的な部分では、集落毎に運営され、会計としては小学校区で統一すると言う形態を取っていたとみられる。

### (3) 商議員会・義校会と教育組合

商議員会・義校会と小学区教育組合の関係はどのようなものであったかということが課題としてあげられる。小学区教育組合は、私立高等小学校併設前に誕生した校区民からなる組織であり、高等小学校閉校後には組織として共存している。この両組織の関係を示す資料として大正14年に発行された「知覧村郷土史」がある。この資料には、松ヶ浦小学区教育組合の現況について記述されている(表4参照)。

知覧村郷土史では、一括して記述がなされている。

表4. 知覧村郷土史

校区内居住人民を以て組織し學齡兒童の就學出席の督勵と教育當事者の諮問に應じ教育の普及發達とを圖り風紀の改善を以て目的とす。役員は總長一名副總長一名各部落より二名及至五名の評議員を選出し任期を二カ年とし會期を毎年四回とす。事業の概況として明治三十三年一月組合を設けしより就學出席の督勵其の効を奏し殊に高等科入学に至りては組合の協議によりて決定し其の決議に服従せざる者は規約書により相當の違約金を提出すること、若し其の違約金を提出せざるものある時は其の部落に於て其の責めを負ふこと、定め専ら其の勵行に努む。明治三十八年私立高等小学校を設立せんとして其の基金を寄付金に求めしに應募金四千六百圓に達すその後私立校は廢校となりしを以て毎年其の利子を蓄積しに現今にては元金壹萬圓を超過するに至る其の利子を以て毎年英才若しくは貧兒の教育費の貸給に至ること、せり。村豫算の範圍にては逆も設備の出來ざる施設費は本組合に於て協議の上其の經費を支出せり。乃ち理科整備費壹千五百圓體操具六百五十圓樂隊具二百五十圓兒童體重器其他貳百圓なり。其他學効教育補習教育社會教育など一般の經營改善につき協議し之が寛行を督勵す。高等科兒童一人につき金壹圓を支出し卒業生には修學旅行費の補助をなす。兒童文庫費として毎年五圓宛支出する。

知覧村教育會、「知覧村郷土誌」、1926、294～295ページ。

知覧村郷土史の中段の記述は、私立学校基金に関することであるので義校会を指すものと思われる。他の記述は、「組合」という用語が使用されているので教育組合のことと判断できる。こうみると、義校会は、小学校区内の個々の児童に対する奨学事業団であり、教育組合は、就学促進と学校支援の機能を有していたことが明らかとなる。

両者は、役割が違う組織として存在していた。これは、商議員会・義校会は、松ヶ浦小学校区として成立していた。それに対して教育組合は、内部組織として集落(小組合)毎に会議を設け運営されていたためである。同じ小学校区内で教育事業を行っているが、2つの団体が存在していたとみることが出来る。

## 6. おわりに

本研究では、鹿児島県旧知覧町松ヶ浦小学校区において明治期に校区民の出資によって作られた私立高等小学校の閉校後に着目した。商議員会と義校会は、双方とも私立小学校の財産を管理するために組織された。両者の違いは、商議員会が組織として未発達なのに対して、その継承組織である義校会は組織が十分に整備されていた。また、松ヶ浦小学校区においては、村各小学校区に設置された教育組合と私立小学校の財産管理団体とが役割を分担し学校や教育の事業・環境改善を行っていたことが明らかになった。

私立高等小学校の基本財産は、商議員会・義校会にその管理を委ねていた。校区民は、商議員会や義校会に一任していたのではなく、組織の構成員として関与している。実際の商議員をはじめとした役員は、集落毎の先出や商議員の会合によって決定されていた。また、代表者会には30戸毎に1名という割合で集落の代表者が出席していた。これら組織は、当時としては民主的な運営がなされていた。

私立高等小学校は、閉校後に財産などを売却して基金として商議員会や義校会に継承されている。私立学校の設立資金は、主に地域住民からの募金であった。このため、基金は校区の財産であり、校区全体の課題を解決するために活用しても良いわけである。しかし、商議員会と義校会では、私立学校の意思を引き継ぎ教育の事業のみにその資金を活用している。この基金は、運用されており、運用益から校区内出身者の教育費の奨学金事業が行われていたのである。先行研究でも取り上げたが、私立高等小学校への進学率は決して高くなかったこともある<sup>58)</sup>。義校会は、奨学金事業は中等教育・高等教育の進学者を対象としており、校区師弟のさらなる上級教育を重要視していた。

また、この基金は、明治から大正期にかけては教育に関する必要として運用されており他の事業に対しての支出は戦後になってからであった。この意思決定には、校区民が参加する仕組みが商議員会時代からあり、義校会への転換により完成した。私立小学校時代から校区民で決定することが継承されていた。

当時の校区内の他組織との役割の違いである。松ヶ浦校区には、教育組合が設置されていた。これは、小



学校への就学を推進する団体であり、私立学校設立組織や商議員会・義校会とは、活動内容も運営方式も別であった。一方で、商議員会・義校会は、私立学校の基金を管理し、後には校区出身子弟の中等教育以上進学を支える奨学金事業を行っている。商議員会・義校会は、奨学金給付財団であったとみることができる。

松ヶ浦小学校区における商議員会・義校会の事例は、登場してから40年程度で小学校や教育が地域社会の重要事項として認知されていたことをしめしている。私立学校基金を他事業に流用することもなく、奨学金事業といった教育事業を行っていることからそれは明らかである。小学校区の範囲で校区住民が、教育課題を背景に校区住民が結束し学校を設立した。そして、その学校閉校後も基金を活用して教育問題に協力しあった。この松ヶ浦小学校区の実例は、明治中期から小学校が教育課題を元にして地域住民をまとめる機能があることを示すことを明らかにするものである。

## 要 約

本報告は、鹿児島県旧知覧村松ヶ浦小学校区における事例を対象としている。この小学校区では、明治33～45年（1900～1912年）にかけて校区民が私立高等小学校を設立し運営していた。研究は、私立小学校閉校後において、学校基金がどのように使用されたのか、学校基金の管理組織の概要はどのようなものであったか、学校基金の管理組織の運営形態はどうなっていたか、学校基金の運営と教育組合との関わりなどについて行った。このことから、小学校区が地域住民にとってどのような役割をはたすのかを明らかにするものである。

旧知覧村松ヶ浦小学校区では、校区民から構成される商議員会・義校会が学校基金を運営していた。これら組織は、校区民の話し合いを元にして学校基金の運用と事業を行った。また、この事業は、校区住民を対象とした奨学制度であり、当時存在していた校区内組織である教育組合とは役割が異なっていたことを明らかにした。

これらのことから本研究では、小学校区が児童の通学する学校を規定する行政区画だけではなく、地域住民組織として機能することが、明治時代から生じていたことを明らかとした。

## 注 記

- 1) 詳細は、植村秀人、2013、16ページ、表3、「小学校高等科設置運動年表」を参照のこと。
- 2) 前掲載、植村秀人2012・2013など。
- 3) これら詳しい地域住民の参加状況は、前掲載、植村秀人、2013、14～17ページを参照のこと。
- 4) 高等小学校の校舎などは、閉校後その処分は売却された。これは、100周年記念誌座談会にて「義

校会の金のことだが、私立学校がなくなって、古い校舎を処分してその金をだんだんふやしていった。」と当時をする校区住民が証言している。知覧町立松ヶ浦小学校100周年事業委員会記念誌部会、「知覧町立松ヶ浦小学校100周年記念誌」、1976、32ページ。

- 5) 松ヶ浦小学校区校区義校会、「松ヶ浦小学校区議校会・ふるさとの歩み―鹿児島県知覧町松ヶ浦校区資料集―」、2004、四九ページ～五三ページ、商議員会規則より。
- 6) 同上、商議員会規則第2条。
- 7) 私立小学校建設の規約書には、組織の詳細は制定されていないが、違反行為者の処分について「組合」と表している。前掲載、知覧町立松ヶ浦小学校100周年事業委員会記念誌部会、106～107ページ、松ヶ浦小学校区立高等小学校建設ニ付規約書より。
- 8) 前掲載、松ヶ浦小学校区校区義校会、商議員会規則第4条。
- 9) 同上、商議員会規則第7条。
- 10) 校区内の各集落から、30戸に1名の割合で代表者を出して開催する会議であり、総会に近いものであったと推定される。この30戸に1名の規定は、私立小学校時代においても記述がある（このことは、植村秀人、2013、14～17ページにて指摘している）。同上、商議員会規則第4条。
- 11) 商議員の会長などの兼務の可否については、会則からは判断できない。同上、商議員会規則第5条。
- 12) 同上、商議員会規則第6条。
- 13) 同上、商議員会規則第8条。
- 14) 認可私立高等小学校建設由来顛末記の末尾には、「会名商議員会を大正拾貳四月より義校会と改稱す」と記されている。前掲載、知覧町立松ヶ浦小学校100周年事業委員会記念誌部会、114ページ。
- 15) 前掲載、松ヶ浦小学校区校区義校会、義校会規則第6条。
- 16) 同上、義校会規則第6条。
- 17) 同上、義校会規則第6条。
- 18) 同上、義校会規則第7条。
- 19) 同上、義校会規則第8条。
- 20) 同上、義校会規則第8条。
- 21) 同上、義校会規則第9条。
- 22) 表1参照のこと。
- 23) 前掲載、松ヶ浦小学校区校区義校会、義校会規則第3条。
- 24) 私立高等小学校の設立時に中心的な役割を果たした寺師慎は、義校会の会長も務めていたが、義校会の基金が金1万円を超えた際には祝賀会を行っ



ておりその際の挨拶文草稿が残っている。前掲載、松ヶ浦小学校校区義校会、五九～六四ページ。

- 25) 基金の運用は主に校区民などへの貸し付けによって担っていたようである。昭和になってもそのような運用がなされていたが、校区の共有財産からの校区民への貸し付けには種々の問題があったようで縮小している。前掲載、松ヶ浦小学校校区義校会、九六ページ。
- 26) 表4参照のこと。
- 27) 前掲載、松ヶ浦小学校校区義校会、六五ページ～七三ページ、義校会学生後援部規定草稿。同、七四ページ～八四ページ、義校会学生後援部細則。
- 28) 同上、義校会学生後援部細則、第13条・第17条。
- 29) 同上、義校会学生後援部細則、第4条～第8条。
- 30) 同上、義校会学生後援部細則、第5条。
- 31) 同上、義校会学生後援部細則、第9条～第26条。
- 32) 同上、義校会学生後援部細則、第20条。
- 33) ただし、奨学金ではなく、「賤別金」としての支給である。同上、義校会学生後援部細則、第29条。
- 34) 同上、九六～九九ページ。
- 35) 同上。
- 36) 校区内建設された集会所について、校区の負担金が必要になって、校区内の各家庭の負担軽減のため、義光会の財産を一部処分しそれに充てている。同上、校区会議事録(抜粋)、九二ページ。
- 37) 平成6年の時点で義校会と校区会が一体的に運用されており会計の一本化が話し合われている。翌平成7年には会計の一本化と同時に義校会及び校区会が一本化されている。同上、九五ページ。
- 38) 同上、八八～九五ページ。
- 39) 知覧町郷土史編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982、811～815ページ。
- 40) 同上、812ページ。
- 41) 同上、813ページ、知覧小学校区教育組合同規約第2条。
- 42) 郷土史では知覧町小学校区教育組合同規約抜粋に最後部に括弧書きで「(以下各小組合ごとに全戸主の署名捺印あり。他の小学区の規約も同じ文面である)」としている。規約への署名は、後述する厳しい罰則への強制力を発生する根拠ともいえる。同上、815ページ、知覧小学校区教育組合同規約より。
- 43) 同上、815ページ814ページ、知覧小学校区教育組合同規約第9条。
- 44) 注50参照のこと。
- 45) 松ヶ浦小学校区義校会、前掲載、「松ヶ浦小学校区議校会・ふるさとの歩み—鹿兒島県知覧町松ヶ浦校区資料集—」、2004、一〇三～一一二ペー

ジ、松ヶ浦小学校区教育組合同規約書。

- 46) 同上、第1条。
- 47) 同上。
- 48) 同上、第9条。
- 49) ちなみに、会規約は、第3条から第8条においては会役員・会組織・役員の職責について、第9条から12条においては就学向上の方策について、第13条から第29条については、各種会議構成・議決・校区民の議決尊重に関することである。同上、第3条から第29条。
- 50) このことについては、松ヶ浦高等小学校顛末記においても教育組合の記述がないことから、構成員の重複があったとしても双方の関連性が低いことがわかる。前掲載、知覧町立松ヶ浦小学校100周年事業委員会記念誌部会、108～114ページ。
- 51) 前掲載、知覧町立松ヶ浦小学校100周年事業委員会記念誌部会、30～33ページ、100周年記念座談会。
- 52) 松ヶ浦小学校区義校会、前掲載、第6条。
- 53) 同上、第12条。
- 54) 前掲載、松ヶ浦小学校区教育組合同規約書、第26条。
- 55) 知覧小学校区教育組合では、小組合は評議員の選出区分と成っている。前掲載、知覧町郷土史編さん委員会、813ページ。
- 56) 松ヶ浦小学校区義校会、前掲載、第7条。
- 57) 松ヶ浦小学校区義校会、前掲載、第14条。
- 58) 前掲載、知覧町立松ヶ浦小学校100周年事業委員会記念誌部会、30～33ページ、100周年記念座談会。

## 参考文献

- 植村秀人、「明治後期の小学校高等科設置をめぐる地域間対立—鹿兒島県旧知覧村の事例から—」、平成24年4月、南九州大学研究報告、人文社会科学編第42B号、39～47ページ。
- 植村秀人、「鹿兒島県旧知覧村における住民立小学校の成立と運営—明治30年代の小学校と住民の関わりに焦点を当てて—」、平成25年4月、南九州大学研究報告、人文社会科学編第43B号、11～22ページ。
- 知覧村教育會、「知覧村郷土誌」、1926。
- 知覧町郷土史編さん委員会、「知覧町郷土誌」、1982。
- 松ヶ浦小学校創立百周年記念事業委員会、「松ヶ浦小学校創立百周年記念誌」、1976。
- 松ヶ浦小学校区義校会、「松ヶ浦小学校区義校会・ふるさとの歩み—鹿兒島県知覧町松ヶ浦校区資料集—」、2004。